

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和7年3月10日～14日			
出席委員	金子 恵	堤 理志	下町 純子	藤田 明美
	岡田 義晴	八木 亮三	西田 健	西岡 克之
説明員	関係所管管理職並びに職員			

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【提案理由・主な内容】

令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。第1条は、長与町職員の給与に関する条例の一部改正。第2条は、長与町表彰条例の一部改正。第3条は、長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正。第4条は、長与町個人情報保護法施行条例の一部改正。第5条は、長与町行政不服審査会条例の一部改正。第6条は、長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正。それぞれ条文中の懲役もしくは禁錮の規定を拘禁刑に改めるもの。なお、附則については、第1項において施行期日を令和7年6月1日とし、第2項から第5項については罰則及び人の資格に関する経過措置について規定をしている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：上位法の変更に伴って条例の関連する項目が変更になるということだが、刑法の変更とはどういうものか。

答弁：懲役刑と禁錮刑の違いは刑務作業を伴うかどうかという点である。しかし、刑務作業を伴わない禁錮刑を受けた者も、申し出をすれば刑務作業ができるようになっており、ほとんどの受刑者が刑務作業をやっている状況である。また、受刑者の更生プログラムの中で、それぞれに合った形で様々なプログラムができるという観点から今回の刑法改正に至っている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第3号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う仕事と育児、介護の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うもの。改正内容は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するとともに、家族の介護の必要性が生じた職員へ

の仕事と介護の両立支援制度の周知と、意向の確認及び研修の実施や相談体制の整備等について規定するもの。併せて、上位法とのずれの修正及び軽微な字句の修正を行っている。附則については、第1項は施行期日を令和7年4月1日とし、第2項では経過措置について規定している。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：業務を処理する措置を講ずることが困難という規定を、公務の運営に支障があると読み替える規定がある。誰がどのような基準で判断するのか。

答弁：基本的に本人から申し出があった段階で所属長が判断する。また、極力休ませる方向で調整することとなる。

質疑：第17条の3に介護両立支援制度の請求等が円滑に行われるようにするための措置として、研修の実施等、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置があるが、具体的にどういうことか。

答弁：介護については周知がされていない部分もあるため、制度自体を研修の中で把握してもらう。相談窓口については、基本的に総務課で対応する。勤務環境の整備に関しては、実際の具体例などを収集しながらの周知、個別相談に応じていく。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第4号 長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

令和6年12月31日をもって長崎県収入証紙が廃止されたことに伴い、長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例について、その題名及び本文から長崎県証紙を削除するとともに、基金の額を適正な額に減額するもの。第2条で定めている基金の額について、長崎県証紙が廃止されたことに伴い、100万円を減額し300万円に改めるもの。附則については、施行期日を公布の日としている。なお、減額した100万円は当該基金より一般会計へ基金繰り入れを行う予定である。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：パスポートの受領時、受け取る方が証紙を購入していた。キャッシュレス決済の推進は分かるが、キャッシュレス決済ができない人は今後どうするのか。

答弁：クレジットでの支払いもできる。それができない人については、納付書を渡し銀行での支払いが基本になる。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第6号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。第6条の保育所等との連携は、保育内容支援について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、代替保育についても、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とすることにより要件の緩和を図るもの。第16条の食事の提供の特例については、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことに伴い、所要の改正を行うもの。附則第3条は、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長するもの。なお、附則については、施行期日を令和7年4月1日としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第7号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

附則第3条第1項に規定している職員に関する経過措置について、放課後児童支援員認定資格研修修了者とみなす適用期間が令和7年3月31日で終了となることから、経過措置期間を当分の間延長する改正を行うもの。なお附則については、施行期日を令和7年4月1日としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：適用期間を当分の間に変えなければいけない理由は何か。

答弁：国の補助基準の要綱に補助金を交付する上でのみなし規定がある。この取り扱いについて、終了時期が未定であるためである。また、町内の児童クラブには、県が実施する支援員の資格認定研修を受講して支援を確保する指導を行うため、健全な運営ができるように期間を延長する。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第8号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。第37条は、第42条の改正に伴う項すれを修正するもの。第42条の特定教育保育施設等との連携については、保育内容支援について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、代替保育についても、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とする要件の緩和を図るもの。また、附則第5条は、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長するもの。附則については、施行期日を令和7年4月1日としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：子育て支援や受け皿の確保が困難だということで、国も緩和措置をしていることはわかる。その反面、保育の質の担保はなされるのか。どう認識しているのか。

答弁：該当する保育施設は本町にはない。また、事業開設をしたいという希望もないため該当はしない。既にある保育所、認定こども園、幼稚園等で一定の受け皿は確保しているので、まずは、この運営をしっかりとっていく。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第17号 令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億3,397万7千円を減額し、補正後の総額を164億6,175万2千円とするもの。

企画財政部では、法人事業税交付金、環境性能割交付金など、決算見込みにより増額計上。普通交付税は、国の再算定による決定額に基づき増額計上。普通交付税の令和6年度の総額はおよそ30億円となっている。また、複合施設整備事業充当起債は、財源組替えにより310万円の減額。企業版ふるさと納税寄附金のうち、新図書館等複合施設整備事業分として27社から寄付の申し出があった。

総務部では、長与町公共施設等管理公社補助金701万5千円の減額補正。これは、管理公社の令和5年度決算における繰越額相当分を令和6年度補助金から減額するもの。地域防災緊急整備交付金を活用した避難所生活改善事業は、簡易ベッドを200

台、簡易トイレを10台、避難施設に電気自動車から電力を供給するための給電器5台を購入、防災倉庫を2カ所整備する。

住民福祉部では、繰越明許費の非課税世帯支援給付金事業は、非課税世帯1世帯当たり3万円、こども加算1人当たり2万円を給付するもので、申請期日を令和7年6月30日までとしていることから、必要な経費を次年度に繰り越す。また、長与町社会福祉協議会運営補助金は福祉バスに係る費用分を計上。

健康保険部では、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金など額の確定により増額計上。地域保健活動助成金を活用し、テレビゲーム機、モニター、モニタースタンド、ゲームソフトを購入。健康ポイント事業で体験会を実施するなど、脳トレや健康づくりにつなげていく予定。

会計課では、長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例において、当該基金が保有する400万円の資金の額を適正な基金の額300万円に減額した際、余剰となる100万円を一般会計へ繰り入れる。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

質疑：企業版ふるさと納税の場合、控除以外に何かメリットがあるのか。

答弁：寄付を頂いた企業に対しては、完成時に企業名が入った銘板を施設内に掲示することを考えている。

総務部

質疑：地域防災緊急整備交付金で購入する簡易ベッド、簡易トイレなどはどのようなものか。

答弁：昨年12月、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が出された。それに伴い、場所に対する支援から避難者に対する支援に考え方を転換するよう通知が来た。生活しやすい環境を整備するため、段ボールではなく簡易ベッドを購入。トイレは避難生活が長期化する場合などには必要なものとなる。

質疑：EV自動車を導入したことによる燃料費の減と、電気の価格が高騰した分ではどちらが財政的に有利か試算を行ったか。

答弁：購入する前の検討段階で試算した。燃料費より電気代が安くなるという検証はしている。

住民福祉部

質疑：福祉バス分で143万6千円が計上されている。内容は何か。

答弁：役場関係で福祉バスを使用した分の燃料費、故障したことに伴うレンタル費、自動車税、任意保険料、車検料等のメンテナンス代、消耗品等、シートベルト交換費等の修繕費になる。

質疑：ごみ袋作成業務委託料が減額になっているが、理由は何か。

答弁：物価高騰で材料費が上がってきている。影響を抑えるために、令和6年度から年間契約を半期契約に変更した。また、後期分は材料費と製袋費を分けて契約した結果、かなり安くなり、それに伴い減額になった。

会計課

質疑：基金運用収入が大幅に増額されている。理由は何か。

答弁：金利の引上げが令和6年度に3回行われた。その都度借り換えを行い、高い金利の方に預けることを繰り返したことで運用益が出たという状況である。

健康保険部、議事課では特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第18号 令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億5,954万5,000円を減額し、補正後の総額を41億6,331万1千円とするもの。歳入の保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の減額見込みにより普通交付金も減額計上。一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金、財政安定化支援事業の確定および事務費等繰入金により増額計上。財政調整基金繰入金は、前年度繰越金分の減額等により減額計上している。歳出は、調整交付金の申請が基準額に満たなかったものについて減額計上。また、療養給付費および高額療養費が見込みより減少したため減額計上している。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第19号 令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,868万7千円を追加し、補正後の総額を7億5,297万円とするもの。歳入では、後期高齢者医療保険料は当初見込みより増額した分を計上。保険基盤安定繰入金は、額の確定によるもの。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により歳入と同額を計上した。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第20号 令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）

【提案理由・主な内容】

保険事業勘定において、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ279万7千円を追加し、補正後の総額を33億9,651万8千円とするもの。保険事業勘定の歳入では、介護保険事業費補助金は、基幹システムと認定給付費のシステムの改修を行った分について交付決定された分を計上。歳出では、介護給付費準備基金の預金利息に加え、令和5年度介護保険者努力支援給付金を基金へ積み立てる。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第22号 令和7年度長与町一般会計予算

【提案理由・主な内容】

令和7年度一般会計予算は、総額168億5,126万円で前年度比14.1%の増額。

総務部総務課では、被爆80年の節目を迎える中、平和を希求する思いを世代を超え共有できるよう平和リーフレットのデジタルデータ作成に38万5千円を計上。契約管財課は、庁舎LED照明器具整備事業を実施。地域安全課では、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域が追加されたことに伴い、防災ハザードマップ改定に660万円を計上。情報政策課では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきシステムを変更する。

企画財政部財政課では、国の地方財政計画と近年の決算状況も踏まえ、普通交付税を3億円増額。ふるさと長与応援寄附金は、令和6年度の実績見込みと、全国的な伸び率などの状況により、約2億7,000万円の増額。政策企画課では、令和9年4月開館に向け、複合施設の建設工事、周知活動、啓発等に9億6,635万4千円を計上。また、姉妹都市ウェザーフィールド町から訪問予定のため、視察受入、レセプション開催費用として140万6千円を計上。

住民福祉部住民環境課では、エネルギー価格高騰による影響の抑止、町の温室効果ガス排出量の削減を目的に対象家電（エアコン・冷蔵庫）の買い替え費用に対し補助金として614万3千円を計上。福祉課では、高齢者の健康づくり、外出機会の確保等を目的とした助成事業に1,753万2千円を計上。こども政策課では、児童虐待の恐れがあり、支援が必要な子どもに対して民間団体が行う食事提供や学習・生活支援等の体制強化のため、157万9千円を計上。

健康保険部健康保険課では、長与町国民健康保険特別会計繰出金として2億3,289万9千円、後期高齢者医療特別会計繰出金1億4,377万7千円を計上。介護保険課では、介護保険特別会計繰出金4億9,120万9千円を計上。

会計課では、令和6年度に負担開始となった公金振込手数料590万9千円を計上。

議事課では、議員報酬16人分、タブレット運用に係る費用を、監査事務局では、監査委員報酬2人分などを計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

（財政課）

質疑：臨時財政対策債が今回廃目になっている。臨時財政対策債は、これまで国との調整がなされてきたと思う。今後、このような形の財政調整はないということか。

答弁：国の令和7年度地方財政計画により、全国的に臨時財政対策債の新規発行額はゼロとなっている。また、年度ごとに国の財源不足の状況が変わってくると思う。令和8年度以降は未定である。

質疑：自治体実務解説サービス利用料が計上されている。必要性はどのようなものか。

答弁：地方債は、メニューが複雑化、多様化をしている。地方債を利活用するために、職員が多くの時間を費やしてきた。事務の効率化等を図るために導入し、質疑応答集を閲覧できるという事務をやっていきたいと考えている。

（政策企画課）

質疑：ウェザースフィールドとの姉妹都市交流事業は、視察受入、レセプションなどが予定されているが、姉妹都市締結を継続する意義というのは何かあるのか。

答弁：姉妹都市交流は、教育、文化等の交流を通じ、相互理解と友好親善を進めていくために平成9年に締結した。頻繁な往来は難しいが、例えば、小学校同士でパートナーシップの提携を結び、姉妹都市についての学習や児童生徒間で交流が行われたこともあった。今回、北陽台高校とのつながりができる契機ということもあり、先方が積極的に訪問したいという姿勢であることから、今後の交流を深めていくきっかけになればということで必要な予算を計上している。

（税務課・収納推進課）

特記すべき質疑はなかった。

総務部

(総務課)

質疑：どの自治体もインフラの整備の中で、専門職が必要になると思うがどうなっているのか。

答弁：専門職は必要としている。毎年、採用試験を行っているが、募集しても受験者がいない状況である。どこでも必要とするレベルを持った人は人気で、本町は不利な状況にあるというのが現状である。

質疑：令和7年度は、被爆そして終戦から80年という節目の年であることから予算が計上されていると思うが、特別な考えや思いなどがあるのか。

答弁：80年に合わせ、戦前戦中戦後、間もなくの写真や文書、書簡を募集している。このような当時の様子が分かるものをデジタルコンテンツの中に載せ、後世に伝えていく活動ができればと考えている。

(契約管財課)

質疑：土地貸付収入は西側埋立地分ということだが、有効活用ができていない。何か検討していないのか。

答弁：工業用地として整備をしている。購入したいという話はあるが、購入には至っていない。有効活用という点では、町のイベント会場、駐車場などに利用しているのが実情である。

(地域安全課)

質疑：ニュータウン中央自治会の公民館建て替えに係るコミュニティ助成事業補助金の補助率はどのようになっているのか。

答弁：交付金の算定については事業費の5分の3、上限は2,000万円となる。

質疑：さくら野東は供用開始されていないが、現段階で公民館建設が必要なのか。

答弁：団地開発が行われた場合、開発者が公民館を設置しなければならないという決まりがある。自治会の活動拠点という面では、立ち上がる前に建物が必要と判断している。

(秘書広報課)

特記すべき質疑はなかった。

(情報政策課)

質疑：国が情報システムの標準化、共通化を進めているが 필요한のか。

答弁：全国の自治体のシステムが全部違うので、改修費の負担、コストをシンプルにするもの。もう一つは、ガバメントクラウドという場所にシステムを構築することにより、高品質のセキュリティ対策が取れる。

住民福祉部

(高田保育所)

質疑：学ぶ保育士等応援事業の効果は出ているのか。

答弁：県が提示する研修を受講した職員に対しての給付。今年度の研修は、県の幼児教育センターからアドバイザーを派遣してもらい、主体的な保育遊びに対する保育観察を行い、それをもとに指導してもらった。その後、保育環境や子どもたちに対する声かけ、遊びの支援などに生かすことができた。

（こども政策課）

質疑：気になる子どものいる家庭など、複雑な問題を抱えているケースが多いと思う。どう対応し、生活の質向上や親の心の安定などにつなげ、連携を取っているのか。

答弁：経済困窮であれば、こども政策課で対応。金銭的な制度の紹介、福祉事務所へのつなぎなどできる範囲のことを説明し、職員と一緒に手続きを促し申請に結び付けている。

（住民環境課）

質疑：書かない窓口の内容は何か。

答弁：窓口のDX化ということ。これには、書かない窓口、行かない窓口などさまざまな方法がある。申請書等を書く回数を減らすことで、待ち時間の減少、窓口の効率化が図られる。住民の役場滞在時間を短くすることができないか関係課で協議をしている。

（福祉課）

質疑：福祉員と民生委員の見守り活動の違いは何か。

答弁：福祉員の活動は、日常生活等で困っていることなど、より生活に近い情報を見守りしている。民生委員は、そこから吸い上げた高齢者を介護保険課、社会福祉協議会などにつなげるところを担っている。重なる部分はあるが情報交換をしながら活動している。

質疑：交通費健康づくり助成は、日常的に車を利用している高齢者に対し、ガソリン券としての助成はできないのか。

答弁：6年度に引換えはがきに簡易的なアンケートを付けた。商品券、路面電車、ガソリン券も上位に入っている。しかし、安全面が一番と考えている。真摯に受け止め、今後研究、検討していく。

健康保険部、会計課、議事課、監査事務局では特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第23号 令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算

【提案理由・主な内容】

予算総額は、歳入歳出それぞれ43億7,737万9千円。前年度比、1億166万4千円、2.3%の減額となっている。普通交付金は、市町村国保から被保険者や医療機関に支払う保険給付費用の財源として県から交付されるもので、令和7年度は被保

険者数の減少に伴い、1億3,712万7千円の減額計上。財政調整基金繰入金は、激変緩和措置終了による県への納付金増額と保険税減少に伴う歳入不足のため基金より繰り出す。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：財政調整基金の繰入をしているが、町の財政負担が増えていくという形になるのか。

答弁：激変緩和措置は平成30年から始まり、令和5年で終わっている。令和6年以降は激変緩和の措置がないため、県への納付金額が非常に高くなっている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第24号 令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

【提案理由・主な内容】

予算総額は歳入歳出それぞれ7億6,769万1千円。前年度比3,697万7千円、5.1%の増額。被保険者数の見込みは、広域連合による試算で前年度比227人増の6,337人で年々増加傾向にある。事務費繰入金は、広域連合共通経費負担金の増、会計年度任用職員の給与の引上げ、子ども・子育て支援金創設に伴う後期高齢者医療システムの改修のため、511万5千円の増額。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第25号 令和7年度長与町介護保険特別会計予算

【提案理由・主な内容】

保険事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ33億1,126万3千円。介護サービス事業勘定の総額は歳入歳出それぞれ3,250万1千円。保険事業勘定歳入は、第1号被保険者の保険料7億6,131万2千円。第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金、8億4,998万4千円を計上。歳出は、保険給付費は、要支援および要介護の認定を受けた人が利用するサービスに対する給付費で、30億6,683万7千円を計上。介護サービス事業勘定は、包括支援センター専門員の報酬、居宅事業費へのケアプラン作成委託料など3,092万3千円を計上。介護予防ケアマネジメント作成委託料は、157万8千円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：入所型介護を希望する人がいる。近隣の市町と連携しながら希望する入所型介護が受けられる状況なのか。

答弁：現状として、近隣の時津町や長崎市等で介護サービスを受けている人は多数いる。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。